

# 最終保障供給特例承認申請書

2026年3月5日

中部電力パワーグリッド株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 10 号  
2026年 3 月 5 日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役  
社 長 執 行 役 員  
清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年4月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2026年2月3日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2026年4月1日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(4)ロ、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(4)ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款16（最終保障電力A）（4）ロ，最終保障供給約款17（最終保障電力B）（4）ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整）1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整）1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 附 則

本供給条件の実施にともない，最終保障供給約款以外の供給条件（令和7年12月16日付け20251205資第6号承認。）は廃止いたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2845$$

$$\beta = 0.3302$$

$$\gamma = 0.3571$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時当たりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および6時から18時までの約定単価の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000} + \text{別表(燃料費調整)3のHH価格調整単価}$$

+ 別表(燃料費調整)7の卸市場価格調整単価 - 別表(燃料費調整)9の特別措置の燃料費調整単価

### (4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各HH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間およ

び各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間・平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2026年1月1日から2026年1月31日までの期間	2026年1月	2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	2026年4月1日から2026年4月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### (5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9 銭 2 厘
-------------	---------

### 3 HH価格調整単価

HH価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、HH価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{HH価格調整単価} = \left( \frac{\text{別表(燃料費調整)4の基準HH単価}}{\text{基準HH単価}} \times \frac{\text{HH価格}}{2.867} + \frac{\text{別表(燃料費調整)5の基準輸送関連単価}}{\text{基準輸送関連単価}} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \text{別表(燃料費調整)6の基準HH・輸送関連単価}$$

### 4 基準HH単価

基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭6厘
------------	-------

### 5 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	45銭8厘
------------	-------

### 6 基準HH・輸送関連単価

基準HH・輸送関連単価は、別表（燃料費調整）4の基準HH単価および別表（燃料費調整）5の基準輸送関連単価の合計値といたします。

### 7 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 12\text{円}16\text{銭}) \times \text{別表(燃料費調整) 8の調整係数}$$

## 8 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

なお、上限値は次のとおりといたします。

上限値	0.500
-----	-------

## 9 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0円80銭
-------------	-------

## 10 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格、当該月のHH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レート、別表（燃料費調整）1 (2) の各平均市場価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による  
最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2026年2月分から2026年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を、2026年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき0.8円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施するため、最終保障供給約款以外の供給条件を設定し、2025年12月16日に承認を受けておりますが、2026年4月1日の最終保障供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

1 キロワット時につき	0円80銭
-------------	-------